

岩手県告示第81号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成21年1月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人三陸NPO支援センター
 - (2) 代表者の氏名 館昭一
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市
- 3 定款に記載された目的 この法人は、岩手県内における市民活動及び市民活動団体の自立・発展を支援し、またNPO団体として行政、企業、学術機関等のパートナーシップを活かし、将来の地域社会づくりを構築する活動を行う事を目的とする。